

富山県セーリング連盟 コンプライアンス規程

第1条 (目的)

この規程は、富山県セーリング連盟（以下、「連盟」という。）のコンプライアンス（法令等の遵守）上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定める。

第2条 (基本方針)

連盟に関係する全ての者は、事業活動の業務遂行に際して安全とコンプライアンスを最優先する。

第3条 (組織)

連盟のコンプライアンスにかかわる組織として、以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会

必要により、弁護士、税理士などの専門家の意見を伺う。

第4条 (コンプライアンス担当理事)

- (1) コンプライアンス担当理事は、理事及び監事の中から、理事会の決議により会長が任命する。
- (2) コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会に対し、本連盟のコンプライアンスの状況について、報告する。
- (3) コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- (4) コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス委員会の委員長を兼務する。

第5条 (コンプライアンス委員会の所管)

コンプライアンス委員会は、以下の事項について所管する。

- (1) コンプライアンス施策に関する計画の策定
- (2) コンプライアンス施策に関する計画の実施状況のモニタリング、連盟関係者及び公益財団法人日本セーリング連盟コンプライアンス委員会との意見交換
- (3) コンプライアンス関連規程の整備
- (4) その他、コンプライアンスに関連する事項としてコンプライアンス担当理事が判断した事項

第6条 (コンプライアンス委員会の開催)

コンプライアンス委員会は、委員長の招集により、毎年11月頃に開催する。

委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

第7条 (コンプライアンスのための教育)

本連盟は、理事及び競技役員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、または公益財団法人日本セーリング連盟の研修を受講することを促す。

第8条 (改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和3年4月4日から施行する。